

- 2 委員長は、選挙対策委員会を招集し、議長としてその運営にあたる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長は会長があたり、副委員長は委員長が決定する。

第 3 節 党紀委員会

- 第 3 2 条 党の規律を保持し、かつ、党風を振興するため党紀委員会を置く。
- 第 3 3 条 党紀委員会は、委員 9 名をもって構成する。
- 2 党紀委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。
 - 3 委員長は、党紀委員会を招集し、議長としてその運営にあたる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐する。
 - 5 委員長は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。
 - 6 副委員長及び委員は、総務会の承認を受けて委員長が決定する。
- 第 3 4 条 党紀委員会は、党の規律保持及び党員の賞罰に関して調査審議し、表彰又は制裁の意見を附して総務会に報告するものとする。

第 4 節 会計監督

- 第 3 5 条 県連に会計監督 2 名を置く。
- 第 3 6 条 会計監督は、経理を監督する。
- 第 3 7 条 会計監督は、会長が指名して総務会において選任し、県連大会に報告する。

第 5 節 特別顧問及び顧問

- 第 3 8 条 県連に特別顧問及び顧問若干名を置く。
- 第 3 9 条 特別顧問及び顧問は、会長又は県連執行機関の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 第 4 0 条 特別顧問及び顧問は、総務会の承認を受けて会長が委嘱する。

第 6 節 県連役員会

- 第 4 1 条 県連の各機関の連絡を密にし、県連運営の円滑化に資するため県連役員会を置く。
- 第 4 2 条 県連役員会は、各機関の長及び必要に応じて会長が指名する者をもって構成する。

第 5 章 役員 の 任 期

- 第 4 3 条 役員 の 任 期 は、2 年 と し 再 任 を 妨 げ 不 い。
- 2 補 欠 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と す る。
- 第 4 4 条 役 員 は、そ の 任 期 が 満 了 し た 後 で も、後 任 者 が 決 定 す る ま で は 引 き 続 き そ の 職 に あ る も の と す る。